

まほろば秦野通信

令和2年8月6日

タイトル	秦野市と伊勢原市による 消防指令業務の共同運用についての締結式を実施
When (いつ)	8月11日(火曜日) 午前9時半～
Where (どこで)	秦野市役所本庁舎3階 市長応接室
Who (だれが)	秦野市長 高橋 昌和 伊勢原市長 高山 松太郎
What (なにを) How (どのように) Why (なぜ)	<p>秦野市と伊勢原市の災害情報を一括管理することによる、迅速な応援体制の確立や、施設等の初期整備および維持管理に要する経費の削減などの効果を見込み、両市の消防通信指令事務の共同運用に関する合意書を取り交わします。合意内容は次のとおりです。</p> <p>【合意内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①両市の消防通信指令事務を一つの共同消防指令センターに集約②共同消防指令センター、消防指令システム、消防救急デジタル無線設備等を共同で整備③両市の区域での災害通報の受信、出動指令、無線統制及び情報の収集伝達に関する消防通信指令事務を共同で運用④地方自治法第252条の2の2第1項に基づく協議会を設置⑤共同消防指令センター、消防指令システム、消防救急デジタル無線設備等の整備に要する費用を両市で負担⑥消防通信指令事務に要する維持管理費を両市で負担
今後の取り組み	両市の議会の議決を経て協議会を設置し、令和7年4月1日から運用を開始する予定です。
問い合わせ	消防総務課 消防総務担当 担当：黒川 電話：0463(81)5451

秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務の共同運用に関する合意書

秦野市と伊勢原市（以下「関係市」という。）とは、消防需要に対する広域的な連携の強化、消防通信指令事務の高度化及び消防行政の効率化に当たり、共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等を共同で整備し、及び消防通信指令事務を共同で運用するため、次のとおり合意する。

- 1 関係市の長は、消防通信指令事務を共同で管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定による協議会を設置する。
- 2 関係市の長は、共同消防指令センターを秦野市曾屋757番地（秦野市消防本部内）に置く。
- 3 共同消防指令センター、消防通信指令システム、消防救急デジタル無線設備等の整備に要する経費（以下「整備経費」という。）は、関係市が負担する。
 - (1) それぞれの市が負担すべき整備経費の額は、人口割及び単独整備費割を基本とする。
 - (2) 共同運用に必要な設備等は、秦野市が主体となって整備を行うものとし、整備経費には、整備に付随して秦野市に生じる事務費を含める。
- 4 前項の規定にかかわらず、それぞれの市が個別に使用する設備等の整備に要する費用は、その機器等を使用する市が負担する。
- 5 消防通信指令事務に要する維持管理費は、関係市が負担するものとし、それぞれの市が負担すべき額は、人口割を基本とする。
- 6 伊勢原市は、負担する整備経費及び維持管理費を秦野市に納付する。
- 7 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に関し疑義が生じたときは、関係市の長が協議して決定する。

この合意の証として本書2通を作成し、関係市の長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和2年8月 日

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋昌和

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山松太郎